

令和2年度

教育委員会定例会
(10月)

令和2年10月2日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和2年10月2日(金) 午後3時
場所 鹿屋女子高等学校

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
議案第21号 鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱及び鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の廃止について (P 2)
- 5 報告
鹿屋市議会9月定例会の一般質問について (P 4)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第21号

鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱及び鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の
廃止について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の
規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年10月2日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

附属機関の見直しに当たり、所期の目的を達成したため、鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置
要綱及び鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を廃止するものである。

鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱及び鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 鹿屋女子高等学校活性化推進委員会設置要綱（令和元年鹿屋市教育委員会告示第1号）
- (2) 鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（令和元年鹿屋市教育委員会告示第2号）

附 則

この要綱は、令和2年10月 日から施行する。

1	コロナ禍の中の学校生活について	議員名	柴立議員
<p>【質問の要旨】 ○各教室でソーシャルディスタンス2mで20名の場合何クラス必要か。また、密を避けるための少人数学級についての国への要望はどうか。</p>			
<p>【答弁の要旨】 文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」である「学校の新しい生活様式」9月3日付け最新版においては、本市のように感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階である「レベル1」の地域においては、児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ること、また、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、柔軟に対応することとされており、本市の各小中学校においても、この基準に則った座席配置を行っているところであります。</p> <p><u>現在すべての学級でこの1メートルを目安とした座席の間隔を確保しており、換気の徹底、会話をするときなどはマスクを着用すること等を併せて行う対策を講じております。</u> 今後、仮に、本市において爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階である「レベル3」となった場合、可能な限り2メートルから最低1メートルの距離を確保した座席配置が必要となってきます。</p> <p><u>この2mの場合の、国が示した「1教室20人」の配置を想定すると、市内小中合わせて27校、273学級において、一つの学級を異なる2つの教室に分けるなどの対応が必要となります。</u></p> <p><u>こうした対応を円滑に進めることができる少人数学級の実現に向けましては、教職員定数の改善について全国市町村教育長会議等を通し、これまでも要望してまいりましたが、今後も継続して強く要望してまいりたいと考えております。</u> 教育委員会といたしましては、「新しい生活様式」の中での子どもの健やかな学びを保障することを第一に考え、身体的距離の確保を含め可能な限り感染リスクを低減させる努力をしながら、今後の学校教育活動を継続してまいります。</p>			

2	自然災害発生時における本市の対応について	議員名	福崎議員
<p>【質問の要旨】 ○登下校の判断等は誰が行うのか。また、保護者にはどのように知らせるのか。</p>			
<p>【答弁の要旨】 自然災害などが発生し、児童生徒の安全に危険が及ぶ際には、学校教育法施行規則第63条で、「校長は臨時に授業を行わないことができる」とされています。</p> <p>これに基づき、校長は、気象情報や地域の危険箇所、近隣の小・中学校との情報交換など情報収集を適切に行った上で、教育委員会と連携を図りながら、登下校等の判断を行うこととなります。</p> <p>本年7月6日につきましては、警戒レベル4の避難勧告・指示が出され、とりわけ明け方には線状降水帯により1時間の雨量が109.5ミリを記録するなど、これまで経験したことのない未曾有の豪雨がもたらされました。</p> <p>そのような中、浸水被害が発生していた新川地区を校区に持つ寿小及び鹿屋東中は、登校不可能と判断して、臨時休校を保護者に連絡いたしました。</p>			

一方、寿北小は、早朝の学校付近の状況やその後小康状態になるという予報等から登校可能と判断し「9時15分までに登校するように」と連絡しました。

結果として、小・中学校で判断が分かれることになり、混乱した家庭が生じるなど、御心配をお掛けしたところです。

教育委員会といたしましては、これまでも校長と随時、情報交換を行い、方針について指導してまいりましたが、7月6日の検証を踏まえ、多岐にわたる情報を見極め、早期に判断できるように、翌日7月7日付けで「臨時休業の判断基準について」という文書を配付いたしました。

各学校に示す判断基準については、今回の事例を参考に、さらに精度を高めているところです。

一方、保護者への連絡につきましては、市内全ての小・中学校が電子メールでの一斉連絡を行っており、メールの受信が難しい家庭には、担任が直接電話するなどの対応を行っております。また、およそ4割に当たる14校では、メールと同時に電話連絡網でも連絡しております。

今後も予想される自然災害等の緊急事態に対して、各学校が児童生徒及び教職員の安心安全を最優先にしながら、適切に対処できるように、教育委員会として指導・助言に努めてまいります。

3	食品衛生法の一部を改正する法律における本市の対応について	議員名	田辺議員
【質問の要旨】 ○学校給食センターは、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理をしているか。また、食材の納入業者はどうか。			
【答弁の要旨】 給食センターのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理についてですが、平成21年3月31日に「学校給食衛生管理基準」が公布され、同年4月1日から施行されております。 <u>この基準において、学校給食の衛生管理は「HACCPの考え方」に基づくことが明記されており、この基準に従って、食材の納入から配食に至る調理過程の中で起こりうる危害の発生要因を、防止、排除するために、食品の取扱いや食材の検収、保管、下処理、調理作業等工程を確認しながら、衛生管理を行っております。</u> <u>学校給食センターへの食材納入業者に対しては、HACCPの考え方に基づいた衛生管理をお願いしており、納入食材の品質、鮮度等を確認し、また、計画的に納入業者への現地視察を行うなどして、衛生管理を行っているところです。</u> 今後も、安全・安心な給食を提供するために、HACCPの原則・手順に基づき、衛生管理が正しく実行されているかを監視、記録し、継続的に衛生管理に努めてまいります。			

4-1	GIGAスクール構想について	議員名	新保議員
【質問の要旨】 ○全小中学校及び女子高は、高速大容量通信ネットか。また、各無線アクセスポイントの同時接続は十分か。 ○鹿屋女子高生徒はOSの違いによる操作性に支障はないか。また、小中学校のタブレット端末のOSは何か。 ○タブレット端末のバッテリーは着脱式か。			

【答弁の要旨】

G I G Aスクール構想は、児童生徒1人1台のパソコン端末及び高速大容量通信ネットワークを一体的に整備し、これらを活用した学習活動を展開することにより、全ての子供たちに情報活用能力や様々な学力を身に付けさせ、将来のグローバル化の時代をたくましく生き抜く力を身に付けさせようとするものであります。

ネットワークにつきましては、国が示している高速大容量通信に対応するため、年度内の整備に向け、新たにLANケーブルの敷設や無線アクセスポイント（いわゆるWi-Fi）の設置等をすすめているところです。

とりわけ無線アクセスポイントについては、各普通教室や特別教室等に各1台設置することで、タブレット約100台程度同時通信が可能になり、児童生徒一人一台のタブレットで鮮明な動画等を一齐に視聴したり、学級全員の回答を教師と児童生徒間で瞬時に共有し、考えを可視化したりするなど学習を効果的に進めることができるようになります。

なお、鹿屋女子高につきましては、新校舎建設に伴って、すでに対応済みでございます。

次にOSの違いによる操作性ですが、鹿屋女子高は、330台のクロームブックが整備されております。今年度4月から、教職員は、全体または各学科で基本的な操作から活用方法についての研修を実施し、現在はそれぞれの授業で、インターネットを介した双方向型の授業を取り入れております。

また、生徒は、クロームブックに限らず、従来からパソコン室にあるWindows機種も同様に活用しており、OSの違いによる支障はございません。

また、小・中学校に導入されるタブレットにつきましては、国のICT活用教育アドバイザーや学校代表等からなる「市G I G Aスクール検討委員会」で協議を行い、iPadの導入を決定したところでございます。

なお、入札につきましては、全国的にタブレットが一齐導入されることから、本市が予定している約1万台のタブレットの調達が可能にできる県の共同調達で導入いたします。

次にバッテリーの劣化等についてお答えします。

議員のご指摘のとおり、タブレットはバッテリーが劣化することが予想されるため、今回導入するiPadは、バッテリーは内蔵型で、他の機種よりも電力効率がよく、長時間の使用が可能であります。

また、使用中でバッテリーが使用容量の80%未満に劣化した場合は、無償で交換できるよう3年間の保守パック付きで導入いたします。

教育委員会としましては、G I G Aスクール構想による一人一台タブレットの導入やネットワーク環境の整備など着実にすすめてまいりたいと考えております。

4-2	小・中学校のフッ化物洗口について	議員名	新保議員
【質問の要旨】			
○中学校での導入が開始されたが運用は順調か。 ○ガイドラインでは学校で行われている調剤、計量を正当化できないのではないかと ○フッ化物配合歯磨剤の普及により、教職員の負担となるフッ化物洗口が必要か。			

【答弁の要旨】

まず、中学校の実施についてです。本市で平成29年度から順次実施している学校フッ化物洗口は、本年度の中学校実施によって市内全ての小中学校での実施となります。

現在、中学校では、既に12校中9校が実施しており、残る3校については、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等のため、2学期からの開始となっています。

次に、「フッ化物洗口ガイドライン」は、調剤、計量を正当化できないのではないかとのお尋ねでした。

本市はもとより、フッ化物洗口を実施している全国の学校や幼稚園・保育園等は、本ガイドラインに基づき実施していますが、学校等で使用する際の薬剤は、既に調剤、計量済みで個別包装されて販売されているものであり、併せて学校歯科医の指示書に基づき、溶解、希釈、つまり水に溶かして洗口液としていることから、学校等で調剤、計量を行っているということはありません。

なお、「溶解、希釈する行為については、薬事法及び薬剤師法に抵触するものではない」という政府見解も示されており、学校では、管理職を含む複数の教職員で洗口液を作成しています。

次に、フッ化物配合歯磨剤が、普及する中での学校フッ化物洗口の必要性についてですが、市販されているほとんどの歯磨剤には、フッ化物が含まれており、むし歯予防における効果も示されています。

しかし、歯磨剤には、フッ化物以外にも研磨剤、発泡剤、保存剤など様々な成分が含まれており、歯磨きの後、うがいをし、吐き出すことから、歯の再石灰化に効果的な働きをするフッ化物イオンの量は非常に少なくなるとされています。

このようなことなどから日本口腔衛生学会や日本歯科保存学会は、歯磨剤によるむし歯予防効果を認めつつ、大きな効果の見込まれるフッ化物洗口等との併用を勧めています。

また、一人当たりのむし歯本数を表すDMFT歯数は、長年学校フッ化物洗口に取り組んできている新潟県の中学1年生は、昨年度、本県平均1.1本の4分の1程度の0.3本であり、県内においても就学前から中学校まで継続的に実施しているさつま町では、平成29年度のデータですが、新潟県とほぼ同様の成果をあげており、集団で実施するフッ化物洗口の継続的な実施が、むし歯予防に対して効果があることを示しております。

教育委員会としましては、今後も全ての子供たちの生涯にわたる歯と口の健康及び心身の健康増進のため、各校での取組が、よりよく実施されますよう改善を図りながら、フッ化物洗口事業を進めてまいりたいと考えております。

5 教育行政について	議員名	中馬議員
【質問の要旨】 ○小中学校の普通教室における空調設備の整備状況の進捗状況はどうか		
【答弁の要旨】 本市の小・中学校における空調設備の整備は、国の補助金等を活用しながら、大規模改造や増改築工事に併せて年次的、計画的に進めてきており、令和4年度までに市内全ての小・中学校の普通教室の空調整備を終えることとしていたところです。 このような中、昨今の記録的な猛暑や熱中症事故を受け、児童生徒や教員等の健康維持といった観点から、文部科学省において予算措置された空調整備に係る臨時特例交付金を活用し、平成30年度から一部前倒しで空調整備を進めるとともに、防衛省の補助の活用を予定していた笠野原小、寿北小、鹿屋東中についても、防衛省への要望活動等を行い、当初の計画		

よりも前倒しで空調整備を行うこととなったものです。

この結果、現時点において、小学校における普通教室の空調化率は100%となっており、中学校については、来年夏前には、鹿屋東中の空調整備が完了する見込みであり、これをもって市内小・中学校の普通教室の空調化率は100%となります。

6 道路の交通安全対策について	議員名	梶原議員
【質問の要旨】 ○通学路交通安全プログラムの進捗状況と横断歩道やゾーン30などの計画を示されたい。		
【答弁の要旨】 本市では、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組を行うため「 <u>鹿屋市通学路交通安全プログラム</u> 」を平成26年3月に策定いたしました。 これに基づき、鹿屋警察署、大隅地域振興局、国交省大隅河川国道事務所、PTA、本市の関係部署などの関係者からなる「 <u>通学路安全推進会議</u> 」を開催し、学校からの改善要望に基づき現地調査を行い、危険箇所の確認や対策を協議し、危険箇所の状況に応じて、警察や道路管理者等に対して、具体的な要望を行っているところです。 <u>本プログラムによる平成26年度からの対策の進捗状況としましては、「道路幅が狭く歩道がない」「交通量が多い」「見通しが悪い」など学校から要望のあった危険箇所111件のうち、「歩道の引き直し」「看板や横断旗の設置」など対策の完了した箇所が85件、大規模な工事を行わないと解決しない箇所等が26件となっております。</u> <u>また、警察へは過去3年間、横断歩道の設置に関する要望が5件あり、そのうち1件は設置済となっております、一方ゾーン30についての要望や計画は現在のところないと伺っております。</u> 教育委員会といたしましては、今後とも学校からの要望をもとに通学路安全推進会議で合同点検の実施と対策を検討し、警察、道路管理者などと連携を図りながら、児童生徒の安全安心な登下校の環境整備に努めてまいります。		
7 教育行政について	議員名	西園議員
【質問の要旨】 ○新型コロナウイルス感染症拡大予防対策としての臨時休校や夏季休暇の短縮等により、新入生、中学3年生及び高校3年生が進学・就職試験等についての不安が増していると思うが学習面や心のケアについてはどうか。 ○学校における「新しい生活様式」を継続するための現状と課題はどうか。		
【答弁の要旨】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置として実施した3月から5月にかけての臨時休校により、児童生徒や保護者における学業面、心理面のストレスが心配されることから本市では、まず、学業面に対する取り組みとして、 ・前年度の学習内容を確実に身に付けるために、年度当初から4月17日までは全ての学年で前年度の学習内容の復習の期間にしました。 ・次に、4月以降の臨時休業等により不足した授業時数を補うために、 <u>夏季休業期間を短縮し、1学期を7月31日まで延長</u> しました。 ・特に、 <u>小学校6年生と中学校3年生については、文部科学省から提供された復習教材等を適切に取り扱うなどの対応を行うとともに、すべての学年において、徐堂生徒の小さな変化にも気づき対応できるよう、注意を払いながら授業を行っています。</u>		

一方、心のケアのための取り組みとして、
・毎日の生活記録や健康観察、学校楽しいーと等のアンケート調査を行い、それを基にした教育相談等を実施しています。

また、保護者との連携を普段以上に緊密に図り、家庭における生活や学習の様子を把握し、学校でも家庭でも落ち着いた生活となるよう指導に生かしています。

・一方、「24時間子どもSOSダイヤル」や鹿屋市ワンストップ相談窓口等の各種相談窓口を児童生徒や保護者に周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めたチーム学校としての対応や多くの機関と連携を図る組織的な対応など、様々な工夫をしながら取り組んでいるところです。

つづいて、「学校の新しい生活様式」による学校生活の現状と課題についてです。

まず、1つ目は身体的距離の確保についてですが、教室では1mを目安に出来るだけ距離を保つように教室の机の配置を変えたり、全校朝会を放送等で行ったりして、密になるのを防ぐ取組をしています。

2つ目はマスクの着用についてです。身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしていますが、夏場になって熱中症への対応もあり、体育の時間や気温や湿度が高いとき等はマスクを外すなど、メリハリをつけるよう工夫をしています。

3つ目は手洗いですが、2時間おきに実施するよう校時表に位置付けたり、密にならないよう時間差をつけたりして全員が丁寧に手洗いできるような工夫をしています。

他にも、朝の検温、入念な健康観察、清掃時間や放課後におけるドアノブ、トイレ、手すり等の消毒も行っております。

一方、今後、本市において児童生徒、教職員等に感染者が確認された場合ですが、作成している対応マニュアルに基づいて具体的に対応するとともに、保健所の指示に従い冷静かつ適切に対応していきたいと考えております。

このように、新しい生活様式による教育活動を行っているものの、子どもたちにとって、大切な体験活用や価値ある学習が削られたり短くなったりしている現状があります。

子どもたちは、日々の人と人との関わりのなかで、多くの人と触れ合いながら成長していくものであり、新しい生活様式の中でそれをいかに大切にし、子ども達に提供していくかが、私たち大人に課せられた大きな課題だと考えております。

市教育委員会としては、新しい生活様式に十分配慮しながら、児童生徒の心身の発達に十分寄与できるよう取り組んでまいります。

【質問の要旨】

- デジタル化が推進されていく中で、学校や家庭で「書く力」をどのように育成するのか。
- 多くの人が子供たちのすぐれた作品に触れる機会を設けてほしい。

【答弁の要旨】

学校のICT化はGIGAスクール構想等により、今後大きく新遠視、学習スタイルも多様化してきます。一方、子供の成長にとって、さまざまな文章を読んだり、自分の考えを整理して書いたりする活動は、全ての学力の基盤である「読解力」や「書く力」の向上に極めて有効であることから大切にすべきものだと考えています。

とりわけ、「書く力」の育成は、思考力や表現力、物事を客観的にみる力などを培うとともに、豊かな心や瑞々しい感性を育み、人格を形成する上で欠くことのできない重要な取組であると認識しております。

そのようなことから、各学校では「書く力」を育成する様々な取組を行っておりますが、例えば、授業では、ノートを丁寧にとることはもとより

- 話し合い活動を行う前に、自分の考えを書いて整理したり
- 授業の終わりに、学習内容を自分の言葉でまとめて記録したり
- 特に、国語の授業では、言葉の使い方や表現の工夫を学び、相手や目的に応じた文章を書く学習をしたりするなど

子どもたちが、発達段階に応じて、さまざまな機会に、自らの考えを整理して書く活動をなるべく多く設定するよう工夫しています。

そのほかの取組としましては、

- 新聞の「若い目」「子供のうた」などへの投稿
- 「南風録」「天声人語」などを要約したり感想を書いたりする活動
- 作文や詩、短歌、俳句などの作品コンクールへの応募
- 毎日の日記や生活記録等への自由記述
- 「親と子の20分間読書」で読んだ本の感想カード

など、各学校では様々な取組を行っていますが、同時に、子どもたちの作品や取り組む姿を評価・称賛することで、興味関心をもって楽しみながら書く力を高めることができるような指導にも努めています。

一方、子どもたちの優れた作品を多くの人に知ってもらう取組についてですが、「詩文集かのや」や「かのや文芸」は、児童生徒等の作文や詩、エッセイ等を募集し、審査会で選出された優秀な作品を記念誌として作成したもので、なるべく多くの市民や子どもたちに読んでいただけるよう、「詩文集かのや」は900部、「かのや文芸」は200部を、学校や公民館等の関係機関や、まちなか図書館に置いています。

また、平和学習の一環として本市が取り組んでいる「平和の花束」や鹿屋市立図書館の取組である「エッセイコンテスト」では、表彰式の中で受賞者本人に作品を朗読していただき出席者に紹介しています。

さらに、「平和の花束」では、子どもたちから平和へのメッセージを募集していますが、その優秀作品は、年間を通して毎週1回、ラジオや庁舎内放送で本人による朗読を放送しているところです。

教育委員会としましては、今後とも、「書く力」の育成とともに、子どもたちの作品が様々な機会に多くの人に親しんでもらえるよう努めてまいります。

9	交通対策について	議員名	佐々木議員
【質問の要旨】			
<p>○小学校の開校時間前に正門に20～30人児童が待機しているが、7時30分に開校している学校は何校か。保護者の共働きの多い中、開校を早められないか。</p> <p>○交通量の多い学校で、事故があった場合、責任をどうとるのか。</p>			
【答弁の要旨】			
<p>児童生徒の登下校については、スクールガードをはじめ地域の方々に見守り活動や立哨指導など安全確保に尽力していただき、大変感謝しているところです。</p>			
<p>さて、<u>児童が校門に入ることのできる時刻、いわゆる開校時刻につきましては、市内の小学校23校のうち、18校が定めております。</u></p>			
<p><u>具体的には、7時が2校、7時15分が1校、7時20分が1校、そして、お尋ねの7時30分が5校、7時30分より後が9校となっております。</u></p>			
<p>次に、学校における開校時刻の設定については、児童が早すぎる登校により、学級担任等が不在の中で、児童の事故に対応できないといったことが起きないように、安全管理の観点から、先ほどお答えした開校時刻を7時30分以降に設定している学校が多いところです。</p>			
<p>とはいえ、御指摘のような共働きの家庭であったり、学校に早く登校して委員会活動に励みたい児童等にも対応したりするため、開校時刻前に来た場合は敷地内で待機させ、天気の状態に応じて、校舎内に入れる対応を行っている学校もあります。</p>			
<p><u>御指摘のような、交通量の多い校門前に多数の児童が集まっているような状況については、安全管理上、好ましくないと考えますので、保護者に必要以上に早い時刻の登校はできるだけ控えるようお願いするとともに、各学校にも安全対策を講じるよう指導してまいります。</u></p>			